

國家基本問題としての「國家理性」論

——その沿革と現代的効用について——

小堀 桂 一 郎

(東京大學名譽教授)

(一) 紹介者マイネッケの勞作

邦譯について

「國家理性」と呼ばれる人間の精神機能はその名前が生ずる以前から歴史上に慥かに有つたであらう。都市國家簇立時代のギリシアに、古代王政と、續いての共和政時代のローマにもそれが有つた事が認められる。だが、この名前が「國家」と「理性」との二つの概念を複合せた成語として生れ、用ゐられる様になつたのは十六世紀のイタリヤ、フィレンツェ共和國政府の一員にして政治哲學者マキアヴェリの政論を繼承したその周圍の知識人達によつてである。ル

ネサンス期のイタリヤでこの語は忽ちにして知識人社會に普及したがやがて關心を惹かなくなり、平凡な政治用語として忘れられたも同然となつた。

近代に至つてこの語に注目し、政治學の一つの理念としての生命を復活させたのは、ドイツ人フリードリヒ・マイネッケ (Friedrich Meinecke, 1862-1954) であり、彼が一九二四年に『近代史に於ける國家理性の理念』(Die Idee der Staatsräson in der Neuen Geschichte) を著した事によつてである。この書の出現を日本で最も早く知り注目したのは、昭和十年(一九三五年)に東京大學文學部西洋史學科を卒業し、ドイツの歴史學界全般の消息に深い關心を注いでゐた林健太郎氏であつたと思はれるが、青年

時代の林氏は直ちにはマイネッケとその主著の紹介に着手する事はなかつた。

日本人がマイネッケを通じて西歐近代に於ける「國家理性」なる學術語の用途を知つたのは、昭和三十五年（一九六〇）に右に擧げた著作が菊盛英夫・生松敬三兩氏の共譯でみずす書房から刊行されたのを機縁としてであらう。

この本邦初譯版は、普通〈教説〉と譯す事が多い語に〈かの牢固たる理説〉とか〈周邊領域〉とするのが慣用である語に〈交域〉といった新しい譯語を案出して使用する等、相當の苦心の跡が認められる勞作なのだが、結果としては全體が明晰判明からは程遠い文章となつてゐて、どの程度の讀者を得たかは疑問である。それでも十六年後の昭和五十一年には第二刷が出てゐるのであるから、この初譯版が日本の知識人に「國家理性」といふ理念の用法を傳へる役割の上では十分の寄與を果たしたであらう。

右の第二刷が出る前の昭和四十四年には中央公論社の「世界の名著」叢書の一冊としてマイネッケ篇が入り、『近代史に於ける國家理性の理念』といふ同じ題名で岸田達也譯の新版が收められた。抄譯ではあるが重要な章は洩れな

く譯出されてあり、編集責任者林健太郎氏による長文のマイネッケの傳記と業績の懇切な解説と併せて、この比較的なじみの薄いと思はれる歴史家を我が國の讀書界に紹介する好箇の一冊となり得てゐる。

マイネッケの生涯

この様に「國家理性」の理念を検討するに當つてはマイネッケといふ政治學者の業績に視點を借りて見るのが捷徑といふよりも不可缺の義理の如きものであるから、此處では姑く彼のこの名著につきあふ事を通じて我々の考察を進めてみよう。

彼が生れたのは一八六二年で、これは和曆の文久二年である。とすれば、この年に生れてゐる森鷗外と同庚であり、ここに鷗外といふ補助線を引き添へてみる事で、マイネッケといふ人物の生涯と運命とは我が國人にとつて對比的に解り易くなる面が慥かにある。

鷗外が明治十七年秋から四年に亙るドイツ留學時代の終りに近く、明治二十年四月から二十一年七月にかけてベルリン大學のローベルト・コッホの下で細菌學の實驗的研究に従事してゐた頃、マイネッケは明治十九年春に書き上げ

てベルリン大學のトライチュケの審査を受けた學位論文が優秀と認められ、二十年にプロイセン國家文書館に助手として就職した。つまり九十一歳の老皇帝ヴィルヘルム一世の治世の最後の時期、新帝フリードリヒ三世のわづか百日の短い治世の後のヴィルヘルム二世の登場、そしてビスマルクの引退といふドイツ帝國の政權中樞部の慌しい交替劇を、鷗外とマイネッケは同じベルリンに居住して眼近に目撃してゐたことになる。

現實の政治の世界の事はともかくとして、一八八〇年代のドイツ、殊にベルリンは或る意味で近代學問の全盛時代であつた。鷗外の師事したローベルト・コッホはこの八〇年代に結核菌・コレラ菌を發見し、ついでツベルクリンを開發して全世界の結核患者に特效藥出現といふ希望の光を與へ、又マイネッケの棲む歴史學の世界ではランケの長い教授生活の餘光の消えやらぬ中でドロイゼン、トライチュケがベルリン大學の講壇に立ち、この二人と共にプロイセン學派を形成するジーベルはマイネッケが助手として勤務する國家文書館の館長であつた。又マイネッケは歴史學と並べて副專攻としてゲルマン學（謂はばドイツの國學）と哲學を選んでゐたが、ベルリン大學での夫々の專攻の主任

はヴィルヘルム・シエーラーとデイルタイといふ大物であつた。

かうした當時の學問世界の最高の環境でその專攻學科を研修してゐた鷗外とマイネッケに共通するのは、己の修めた學問についての高い誇りと、そして知性の傲りの意識である。この傲りが異なる分野ながら後年兩者の學問に夫々一種の翳りとなる所も又似てゐるのだが、それはまあ本篇の文脈とは別の話である。

外的な經歷だけを今少し對比してみると、大正十一年に滿六十歳で歿した鷗外は、翌十二年の關東大震災とその後東京の街區の著しい變貌を知らず、勿論昭和の御代に起つた對外大戦争とその敗戦、被占領の悲哀も知らずに濟んだ。

マイネッケの方は、第一次歐洲大戰に於けるドイツの敗北と皇帝の亡命、革命とワイマル共和國の成立、ヴェルサイユ條約の屈辱までは鷗外と時代的に共通の體驗であるが、そのあと、ルールの保障占領、ナチスの擡頭とヒトラーの出現、ボルシェヴィズムとの對決、第二次世界大戰での昂揚と敗亡、ベルリンの陥落、連合四箇國による全土の分割占領、つまりは「ドイツの破局」（一九四六年の著書

の題)、そして東西冷戦の開始とソ連軍によるベルリン封鎖、ドイツ連邦共和国の成立までも経験し、謂はば〈見るべきほどの物は見た〉といふ晩年を過して一九五四年(昭和二十九年)四月にベルリンで九十一歳の生涯を閉じた。

晩年の心境

マイネッケがドイツの *debatto* (言葉の正しい意味での無條件降伏であり、ポツダム宣言受諾による日本の條件附降伏とは國際法上質を異にする、文字通りの *Katstrophe*・破局である)の翌年、一九四六年に著した『ドイツの破局』(邦譯では『ドイツの悲劇』、矢田俊隆譯、中公版「世界の名著・マイネッケ」に収録)を讀むと、彼は同じく大戦争の後の著作である一九二四年の『國家理性の理念』で提出した固有の政治學の方法論が、ナチスといふ世界史的異常現象(彼は〈ヒトラー主義〉との呼稱を反復使用してゐるが)を経験した後では、最早有効期限を過ぎてしまつた證券の如きものになつてゐる事を薄々感じてゐたのではないかとの印象がある。著者自身が言及してゐるわけではないが、讀者として臆測を敢へてすればどうもその様に思へる。

然し、だからといつて亦讀者の側から有効期限切れを云々するのは不遜であらうし、第一本稿の筆者が今提出しようとしてゐるのは、マイネッケの提唱する理念の現代に於ける有効性を尋ねる事ではなくて(いやそれも或いは有り得るかもしれないが)、この理論を實際に我々に關はりのある歴史に適用してみた時に、謂はば試薬に對してどんな反應が生ずるかを觀察してみよう、といふ試みである。そのためには先ずマイネッケとその問題の書を、性急に批判的ではなく、虚心に彼の檢證報告に耳を傾ける心算で讀んでみるのが宜しいであらう。

(二) マキアヴェリズムの本源

國家理性の定義

以下、マイネッケの理論の紹介は全譯版である點に敬意を表して菊盛・生松譯のみず書房本に據つて見てゆく。この書には「刊行者の序文」としてヴァルター・ホーファーによる親切な解説の長文が巻頭に置かれてゐるが、それについては省略して直ちに本文の「序論」から入る事にする。冒頭に先ず「國家理性」の定義がある。曰く〈國家理

性とは國家行動の格率であり國家の運動法則である」と言ふ。格率の原語はMaxime¹⁾、英語では箴言・格言の意味で使ふ事が多いが、獨語では倫理的な意味合ひを帯びた行動原理を指し、運動法則と補ふとしてもそれは單なる物理的法則ではなく、當爲といふに近い語である。國家理性の原語はStaatsrison²⁾、邦譯者は〈國家存在の理由〉〈國家理由〉といふ説明的譯例もあると述べ、後に問題とする〈國是〉の例も擧げてゐるが、國家理性で適譯であらう。英語ならばその語はReason(s) of state³⁾だが、英語の場合のReasonは専ら政府の強引な政策についての「言ひ譯」といふ様な意味で用ゐられるのだから、この成語が使はれる場合には概して芳しくない文脈に出てくるといふことが面白い。

冒頭の定義の數行後で、マイネッケは〈國家の理性は己自身とその環境との認識を形成し、その認識に基いて己の行動について諸々の格率を考へ出す〉とも述べてゐて、ここでの〈理性〉の原語はカントの考證で有名なVernunftである。そしてこれは、〈人間の理性は……〉と述べる場合の主語と述語の關係と全く同じ形をしてゐるのであるから、即ち國家理性といふ擬人化表現での〈理性〉も人間の

理性と同じく、語の原義からすれば計算的思考であり、思慮分別であり、價值判斷の能力であり、和辻哲郎の炯眼が戰國時代の武士の家訓の中に發見した〈算用⁴⁾〉である。そして然うとすれば國家理性とは移入學術語としてそれほど特異な成語ではなく、かうして國語の文脈の中でも至つて會得し易い政治學的概念語だといふ事になる。

マキアヴェリへの着目

マイネッケの本文第一章は「マキアヴェリ」と題し、近代に於ける此の概念の生みの親であるフィレンツェのマキアヴェリに捧げられてゐる。本稿の冒頭で一言觸れた如く、マイネッケによればこれと同じ意味を有する概念は既にツキユディデスの『歴史』の中に扱はれてをり、エウリピデスの戯曲『フェニキアの女』の中の人物がこの理念を語り、アリストテレスの政治學にこの思想が一の方法として描かれてゐる。ローマに於いてもキケロは『義務について』の中で彼の時代に於けるこの理念の衰頹についての慨嘆を洩らし、タキトウスは『年代記』の中で彼が國家理性の理念に浸透されてゐた事を示してゐる、等々と証跡はいくらでもある。

それならば國家理性の教説の歴史が何故マキアヴェリから始まるのか。それはこの理念の持つ力學的構造を明快に説明し、そこから發する緊張に満ちた人間精神の冒險を敢然と試みる事を教へた最初の人物がマキアヴェリだつたからである。

マキアヴェリが國家理性の胎源となる教説を打ち出したのは、改めて言ふ迄もなく、高名な『君主論』及び『ローマ史論』に於いてである。前者は一五一三年に著作されたが、公刊は著者の死（一五二七年）より五年後の一五三二年であり、後者は一五一七年には公刊された。それはティトゥス・リヴィウスの浩瀚な『ローマ史』を注解する形で書かれたもので、内容に即して『政略論』とした譯書もある。大岩誠譯の『ローマ史論』が岩波文庫にある。

『君主論』著述の背景には十五・六世紀のイタリア半島に於ける領邦諸國の割據状態があつた。中世以來教皇領は半島中央部の廣大な領域を占め、それを圍む様にしてナポリ王國、フィレンツェ共和國、ミラノ公國、ヴェネチア共和國があり、この五箇國が辛うじて均衡を保つ形で文藝復興期に入つたのであつたが、古代ローマ帝國の記憶を尊重する人々の間にはこの割據状態を克服し、強力な統一國家

を實現したいとの念願があり、それが諸領邦の統合を果すほどの力量を具へた英雄的な君主の出現を待望する聲となる。マキアヴェリは三十歳になつた頃からフィレンツェ共和國政廳の書記局員、外交使節として周邊諸國に外交交渉に赴く機會が頻々とあり、爲政者の政略といふものの發動する現場についての經驗も多く積んだであらう。

一五一三年に彼の親炙するジョヴァンニ・デイ・メディチがメディチ家からは初めての教皇に選出され、レオ十世として教皇領と全世界のカトリック教徒の上に君臨する身分となつた。その年のうちにマキアヴェリはそのジョヴァンニを念頭に置き彼の待望する英雄に見立てた上で「君主政體論」と題する小冊子を作る。此が死後に出版になる『君主論』の原型を爲すのだが、此の邊りの著作動機と本文成立過程の詳細については岩波文庫版『君主論』の邦譯者河島英昭氏の解説が一篇の研究論文に相當する緻密さを示してをり、不正確な要約は憚られるので本稿では此以上は觸れずに置く。

著述の動機と目的については措くとして、該書が提示する諸教説中、明らかに最も重要な「國家理性」概念の胚胎期の構造に目を注いでみよう。本文第一章は極めて短いも

ので、古今の世界で支配權を獲得した政體は共和政か君主政かのいづれかであるが、その獲得は運命に據つたか力量に據つたか、その二つ以外にない、と述べるだけで終る。つまりは本書全篇を貫流して頻用される三つの字眼の中の二つ、「力量」と「運命」を打ち出してみせるだけの短章である。

中核的な字眼である「力量」の原語は *virtu* で、邦譯では他に能力、武徳、氣概、徳性等の譯例があり、菊盛譯のマイネッケ本では譯語を出さずに *virtu* の原語で通してゐるが、それも一つの見識であらう。森鷗外は明治三十四年に原典の獨譯本 *Buch von Fürsten* から簡約な摘要・抄譯本を作り『人主策』と題して「二六新報」に二十四回の連載を出してくれてゐるが、その中ではこの語が他者に恃む事を排する意味での「自力」といふ含意を有する點に注目して「自力の智能」と説明的な意譯をしてゐる例もある。

もう一つの字眼 *fortuna* は比較的廣く知られた女神の圖像と結び付いたもので、多くの譯者が共通して「運命」を採つてゐる。鷗外はこれを「機會」と解して「機」の一語で處理してゐるが、これは彼一流の簡潔硬質な文語文でこそ効果を發揮するのであつて一般的には「運命」が適譯で

あらう。

この二つの字眼の相關關係についてマイネッケは興味深い注釋を與へてゐる。即ち——敵同士は互ひに相手からその武器の使用を學ぶ。*virtu* は *fortuna* に挑戦する。*fortuna* は陰險である。故に *virtu* も敵を斃すためには陰險が必要だと知る。即ち國家は行動に於いて必要な場合には權力を維持するために不當・悖徳な手段を取る事も許される、運命がそれを教へてゐるのだ——といふ教説がここに成立する。

これは『君主論』第十五章「君主のうける褒貶について」の重點を成す一節の釋義であるが、鷗外の『人主策』でその部分の摘要譯は見事であるから敢へて引いてみよう。

（爰に行の必ず善ならんことを欲する一人ありて、許多の善惡を顧みざる人の間に立たば、その滅亡は踵を旋さずして至らん。乃ち知る、人主の國を保たんと欲する者は、機に臨みて敢て惡を爲さざる可からず、而して是の如き惡行は、人主のその必要に應じて、自在に或は爲し、或は已むべきものなることを）

といふのであるが、念の爲に河島英昭譯岩波文庫版の原典からの現代語譯の例をも引いてみると、

〈……すべての面において善い活動をしたいと願う人間は、たくさんの善からぬ者たちのあいだにあつて破滅するしかないのだから、そこで必要なのは、君主がみづからの地位を保持したければ、善からぬ者にもなり得るわざを身につけ、必要に応じてそれを使つたり使わなかつたりすることだ〉

ドイツ語からのかなり自由な重譯と定評ある原典譯とが、案外によく符合してゐる事に感心するが、實は「こ」が、君主は己の國家を存續せしめるために〈必要〉とあらば悪行を爲すの自由を有する、との強烈な思想が語られてゐる節であり、マキアヴェリズムとして謂はば悪名の高い彼の教説の肝所である。且つ此處に云ふ〈必要〉がその政治學の第三の字眼たる *necessitas* である。

マキアヴェリ獨特の「力」の思想からすれば「力」は「運命」と戦ふためにはあらゆる武器を手にする權利を先天的に有してゐる。この「力」に對する對抗勢力である「運命」にしても、マキアヴェリはこの女神に中世キリスト教會の説く道徳的責任やゲルマン法の命ずる國家に對する法の優位といった秩序敬重の思想を托すといふ様な事をしてゐない。又例へばキケロの義務論に見られる、共同體の理念と

しての正義やその根柢にある人間の信義の尊重といった古典時代の倫理意識からの監視役を割り當ててゐるわけでもない。「運命」とは自然の如きもので、人間の「力」は唯それと戦つて勝つか負けるかといふ對抗關係に立つだけである。

かうしてみるとマキアヴェリの政治學には善と惡、正と邪といふ二元論的な對立の構造がない。人間は運命に對し、自然に對し、どこまで己の力を揮へるか、そして己の生命を充實せしめ得るかといふ能力の一元論的構造の中に生きてゐる。この自然人の掟とでも名付くべき素朴な構造を支へてゐるのが「力」の「運命」に對する鬭争に於いてそのどんな手段をも正當化する「必要」である。この三つの字眼が出揃つた所でマキアヴェリが世の君主に贈る力の哲學はその基礎工事が完了した事になる。

酷薄な運命との緊迫した對決の中で、今こそどんな惡辣な手段でも敢へて取るべきだ、との「必要」を看て取るのが君主が國家に對して負つてゐる義務だ、との論理になる。

「國家理性」の命名者

ところでこの様な「機」を看て取る君主の判斷力に「國

「家理性」の名を與へ、言葉の上でこの理念を定着させたのは一體誰であつたらうか。マイネッケの考證によれば、マキアヴェリより十四歳年少の盟友で『イタリア史』の著者である歴史家のF・グイッチャルディーニが一五二三年から二七年にかけての間の或る著作の中で〈國家の理性と利益〉(ragione e uso degli stati)なる表現を用ゐてゐる例があるが、それがマキアヴェリズムの文脈での一箇の概念であるかは疑はしいと云ふ。

十七世紀のイタリアの著作家達が頻りに用ゐてゐた「國家理性」の直接の創唱者は、一五四七年教皇廳大使ジョヴァンニ・デラ・カーサがスペイン國王カルロス一世(神聖ローマ帝國皇帝カルル五世)に宛てた書簡の中にこの成語の獨立した用例が見られると云ふのだが、マイネッケの考證は、次節に述べる不思議な縁で、日本に關するキリシタン文獻の中にその裏付けを見る事ができる。

その語は一五四七年九月にスペイン國王カルロス一世がミラノの東南約六十料にあるピアチェンツアの地を領有して手放さないでゐるのに對し、ヴェネチア駐在の教皇廳大使であるデラ・カーサが、その地を元來の持主であるバルム公に返せと促す書簡に出てくる。デラ・カーサが、カルロ

ス一世の無法に對し、それは國家理性が許さない不當な行爲であるとの論據で返却を求めたのだが、それに對してカルロス一世の方でも、これはキリスト教的でも人道的でもない事は承知してゐるが、國家理性に基づいてピアチェンツアの返還には應じられない、と拒否したといふのである。

デラ・カーサの論據とした國家理性がなほ君主として取るべき倫理的責任の含みがあるのに對し、カルロス一世の用ゐた國家理性は端的に國家の利益そのものであり、君主には自國の利益を守る責任がある、との論理なのであらう。斯様に國家理性なる概念は、マキアヴェリの死後何ほどの歲月も經ぬうちに、現實政治の世界では元來有すべき緊急性を失つて謂はば國益といふ相對化の次元に傾いてしまつてゐる。

「國家理性」概念の通俗化

マイネッケはマキアヴェリを論じた第一章の後に四章まで續けて、イタリア十六世紀のまあ凡庸と片付けてしまつてよい様な亞流思想家達の國家理性論を史的に概觀した後、第五章の冒頭で、十七世紀前半のイタリアでは市場に屯する人夫達、酒場の使丁達までが國家理性について議論

の花を咲かせてゐた、と書いてゐる。イタリア人の廣場や盛り場に於ける政談好きの性癖といふのはまあ我が國の俗に云ふ床屋政談の水準なのであらうが、そこで論じられた國家理性論とは、察するに言葉の有るべき緊迫性を缺いた、大衆的次元の利權談にまで格落ちしてしまつた俗論の類だつた様である。

つまり十七世紀前半のイタリアでは、それがマキアヴェリ
の腦裡で醗酵してゐた時の如き苦澁の氣が抜け落ちて、それを人文主義的教養の衣裳で粉飾した様な、毒にも藥にもならぬ類の國家理性論の論著が次々と出現したらしい。

その思想的潮流はイタリアと同様領邦國家の分立割據状態、ハプスブルク帝國の衰頹・形骸化、民族統一のための中核の缺如といふ現實に悩むドイツに當然流入する。そしてこの理念の本源的部分は、外來文化の移入の際によく起る事であるが、その發源地に於いてよりもドイツに於いて眞摯な態度で受領される。それは十八世紀末から十九世紀初頭にかけて、フヒテヤやヘーゲルの國家哲學との接觸の中でむしろ普遍的自然法に優越する上位概念であるかの様に扱はれ、やがて國家主義にゆき着く方向でのナシヨナリズムの勃興に寄與する事になる。

元來國家理性の概念はマキアヴェリ
の腦裡に胚胎した段階では、通常道德に發する合法性の論理と、國內の政治的統一のための一切の倫理的理由に優先する緊急なる政治的の必要性の論理と、この兩者の間に非常な緊張状態があつた。その緊迫の中で退引ならぬ必要性の論理が選擇されるといふ事は、現實には國家非常の際の一時的超法規的措置の發動である。その國家理性の發動の實際の歴史的事例を、我々は意外にもこの理念がイタリアで普及し始めた初期に當る我が國の近代史の上に見る事になる。

(三) 日本の近世に於ける「國家理性」

豊臣秀吉の國體意識

ここで話は我が國の近世史に移る。紙幅の制約を考慮して、先ずその話の粗筋とでも云ふべき流れを急いで辿つてみよう。

話の發端は天正十五年六月(一五八七・七)、豊臣秀吉が薩摩の島津を討つために九州に軍を進めた折、博多灣上のポルトガル船にイエズス會のバレンであるクエリヨを訪ね、一見機嫌好く會談して陣營に戻つたその夜、突如とし

てバテレンの國外追放といふ命令をイエズス會側につきつけることとなつた。その事件にある。

秀吉の追放令の文面の解釋とその精神史的意味については本稿の筆者に獨立の研究論文がある⁽⁴⁾ので委細はその方に譲るとして、今は粗筋のみを辿つておく。秀吉が一夜突然にバテレン追放令發布の舉に出たのは九州遠征の途上、長崎や肥前の所謂キリシタン大名領で實見したイエズス會の戰鬪的で強引な布教方法にまさしく國家的危險を看取つたからであつた。

特徴的なのは「覺」十一箇條、「定」五箇條として連日に發令した追放令の主旨に共通に表れてゐる秀吉の神國意識であり、この意識に徴してみればキリシタンの教義は日本の國體に合はぬ邪法に他ならないとの認識である。この認識を大原則として、その上で、イエズス會による神社佛閣の破壊、日本の庶民を奴隸として買ひ取り唐・南蠻・高麗等へ賣渡す人身賣買の罪、牛馬等獸肉を殺し喰ふ事への糺彈といふ具體的事例を擧げてバテレンの國外追放の論據としてゐる。

重要なのは、ここに秀吉が己を日本人民の信仰と身體の安全との庇護に責任を有する國主であるとする意識が明瞭

に表れてゐる點であらう。同時に實行した長崎教會領の沒收にもやはり日本の國土はわづかでも外夷の所有となる事を許さない、との國家主權の尊嚴の意識を看取る事ができる。他方秀吉はバテレンは追放するが、商人達の來航は今迄通りでよいとし、天正十九年・二十年にはフィリピン總督やインド副王にも交易を促す書簡を送つてゐるのであるから、南蠻貿易は國益を増進するには好適な、有利な商業であるとの認識も有してゐた。つまり主權の尊嚴と國益の増進とを兩立させようとの算用があつた。

秀吉のこの最初のバテレン追放令は、謂はば布教と商業とを分離して他方のみを禁ずるといふものであつたから現實の有効性には乏しかつた。特にフィリピンから渡來するスペイン人のフランシスコ會バテレンやイルマン(修道士)の入國は追放令發令以後にも相次いだ。

只、文祿五年九月(一五九六・二〇)のスペイン船サン・フェリーベ號の土佐浦戸への漂着事件は、秀吉の強固な意志により翌慶長元年十二月(一五九七・二)の長崎に於けるフランシスコ會士・日本人信者合せて二十六人の刑死といふ殉教事件に發展した事を、太閤の對キリスト教警戒心の顯著な事蹟として記憶しておく必要はあるだらう。

家康・秀忠と外交顧問アダムス

太閤は慶長三年八月（一五九八・九）伏見で死去し、その翌々年の慶長五年九月（一六〇〇・一〇）關ヶ原の合戦で天下の覇權は徳川家康の手に歸した。偶々その同じ年の三月にオランダ船リーフデ號が豊後の臼杵に近い佐志生に漂着し、航海長だったイギリス人ウイリアム・アダムスとオランダ商人ヤン・ヨーステンが圖らずも日本に入國を許された形になつた。兩者とも日本にそのまま居着いて公儀から領地を貰ひ夫々按針塚、八重洲河岸といった地名が今に傳はつてゐる事は有名で、面白い歴史的遭遇である。

アダムスの方は漂着の翌月に大阪城で家康に謁見し、その人物を見込まれてやがて家康の外交顧問となり、慶長十年四月（一六〇五・六）幕府の第二代の將軍となつた秀忠にも仕へて重きをなす事になる。

慶長十四年九月（一六〇九・一〇）前フィリピン臨時總督だつたドン・ロドリゴの乗船してゐたスペイン船サン・フランシスコ號がマニラからアカプルコに向ふ途中房總半島の岩和田（現御宿町）付近で難船し、ドン・ロドリゴは住民の保護を受け、思ひがけぬ日本入國と滞在の機會を得、更には對スペイン貿易の有利を知つてフィリピンへの

渡航朱印狀も出してゐた家康にも引見してもらふ事ができた。家康は翌慶長十五年六月（一六一〇・八）に日本船を以てドン・ロドリゴをメキシコに送還してやる。この好意的な處遇に對する答禮の使節としてメキシコ總督は布教事業とは關係のない航海・探檢家の型であるセバステイアン・ヴィスカイノといふ人物を日本に派遣し、彼は案内役の日本人田中勝介と共に三箇月に近い太平洋横斷の航海を経て慶長十六年五月（一六一一・六）浦賀に入港した。

ヴィスカイノはメキシコ總督の派遣した公的使節の資格で入國したのであるから、既に八年日本に滞在して日本語に習熟してゐたフランシスコ會修道士ルイス・ソテロを通譯として伴ひ、江戸で將軍秀忠に、駿府では大御所家康に謁見する事ができた。

ヴィスカイノは將軍秀忠に謁した際、スペイン船が房總半島沖で難船した事を論據として、颯風などの際の避難先を確保するために日本列島南岸の諸所の港灣の水深測量をしておきたいとの願ひを表明し、秀忠はそれに許可を與へた。ところがその時、秀忠の宮廷に入り込んでゐた或るイギリス人（即ちアダムス）が、將軍に對し、國王が他國人に自國の沿岸の水深測量や地圖作成を許すなどとは「國

家理性」に反する行爲だとの諫言を上申したらしい。

セルケイラ神父の書簡

この事は、慶長三年七月（一五九八・八）有名なヴァリニャーノの三度目の來日に同行し、日本司教として着任したスペイン人ルイス・セルケイラ神父の書簡に出てくる。即ちセルケイラが慶長十八年（一六一三）の西曆三月十八日付で教皇パウロ五世宛に發した書簡の中でこのアダムスの言葉を引いてゐるのだが、セルケイラの書簡はスペイン語で書かれてゐるので、その（國家理性）は *razon de estado* である。従つて現實にこの單語がそのままの形でアダムスの口の上つたものとは考へにくい。イタリア語の場合もスペイン語も *Ratio status* といふラテン語に還元できるのだから、アダムスは學術語としてのこのラテン語を知つてゐた可能性はあるが、それを日本人將軍の前で口にすることも是亦考へにくい。これはただ、國王たる者外國人に自國の沿岸測量などを許すべきではないとアダムスが秀忠將軍を諫めた、といふ傳聞を、セルケイラが自身の語彙の中なるこの語を用ゐて報告してゐるまでの話なのかもしれない。

同じセルケイラが一六一二年十一月十五日付で長崎からスペイン國王フェリーペ三世に宛て送つた書簡の中ではこの事件については、アダムスが秀忠の諮問に答へて、スペイン人の水深測量は侵略戦争の前兆であると解説した、と報告されてゐるが、アダムスの諫言はイエズス會士から見れば國家理性の概念を以て説明するのが便利だつたといふ事情はあつたであらうか。

いずれにせよ、十七世紀初頭の日本に、國王の意思・言動について、イエズス會士の知的語彙の中から「國家理性」の語を以て説明するのに相應しい事件・現象が生じてゐた事は慥かである。

コウロス神父の報告書

第二の用例はこれもイエズス會神父マテウス・デ・コウロスが元和七年（一六二一）の西曆三月十五日付でローマのイエズス會總長宛に長崎から發したポルトガル語の書簡の中にある。

デ・コウロス神父は、史料の不一致から確實を期せないところもあるが、慶長七年（一六〇二）頃日本に入國し、イエズス會日本管區長を二度務め、日本に於けるイエズス

會教化活動末期の長老として信者達の支柱となる重要な存在だった。日本での活動を開始して十年目の慶長十七年（一六二二）に彼は二代將軍秀忠の發したキリシタン禁令に遭遇する。

この時の禁教令の幕府側の動機は、差し當つてはキリシタンを奉ずる武士で長崎奉行の與力であつた岡本大八とキリシタン大名の代表格である肥前日之江の有馬晴信との間に生じた贈收賄・相互の誣告合戦、所謂岡本大八事件に發するキリシタン宗一般に向けての怒りにあつた。禁令は大御所家康の意向によつて先ず天領に始まり、それが諸國での迫害に波及した。

慶長十八年十二月（一六一四・二）に家康は金地院崇傳に後世「排吉利支丹文」として廣く知られる禁教令起草せしめ、その中で日本を神國・佛國なりと規定し、神敵佛敵たるキリシタンの邪法は即ち國家の患うれひであるとの、國家的見地からしてのキリスト教斷罪を明言してゐる。これは秀吉の日本・神國觀をほぼそのままに承繼いだ形である。かうして日本國全體がキリシタン敵視政策に轉回し、各地で迫害が頻發する事となり、イエズス會日本管區も受難の時代に入る。従つて、デ・コウロス神父には織田信長の

時代に於ける様な華々しい事蹟は何も傳へられてをらず、後半生は苦難と辛勞の連續で、寛永十年（一六三三）十月長崎で病死する。

元和七年（一六二一）二月、禁教令の精神的壓迫と迫害の現實的危難に悩む當年五十五歳のコウロスがローマのイエズス會總長に宛てた日本の現狀についての簡単な報告書、及び迫害の諸原因についての論文といふに近い詳細な報告書を送つてゐるが、その中で、現在の嚴しい迫害は（主として國主の國家理性（Razon de Estado）に發するものである）故にさう簡単に收まるとは思へない、との見解を、二度に互つてポルトガル語の（國家理性）の語を以て説明してゐる件が我々の興味を惹く。

コウロスが列記してゐる迫害の諸原因といふのは、一に秀吉が博多で發した突然のバテレン追放令、二にサン・フエリーベ號事件を契機とする同じく秀吉のフランシスコ會修道士達二十六人に對する容赦ない刑殺事件の影響、三にヴィスカイノの日本沿岸測量事件についてのアダムスの警告、それを受けての家康・秀忠の激怒である。

それらの事件の結果として慶長十八年の家康による排吉利支丹文の全國的通達といふ謂はばキリシタン排撃の内面

化がある。

キリシタン邪教視・排撃の内面化と云へば、元和六年十月頃（一六二〇・一一）キリシタン棄教の禪僧不干齋ハビアンが長崎で執筆・刊行した『破題字子』が決定的であつた。この猛烈に戦鬪的なキリシタン教義への駁論の書の出現が日本のキリシタン及び日本語の讀める南蠻系の神父・イルマン達にとつての相當の衝撃であつた事は當然である。その事の證言を我々は轉びバテレンとしてやがて有名になる元來ポルトガル人の澤野忠庵がまだ棄教する前の本名クリストヴァン・フェレイラの名で元和七年（一六二二）長崎からイエズス會總長宛てに發した書簡の中に見る事ができる。そしてそこでもフェレイラが、教徒迫害の最大の理由は將軍秀忠の「國家理性」を以てしての決斷によるものであるから如何ともし難い、と述べてゐる事に注意を惹かれる。

即ち十七世紀の初頭から三十年代にかけて、日本に入國し宣教活動に従事してゐたスペイン人、ポルトガル人の教父達の中三人迄もが日本に於けるキリシタン迫害の主要な原因は歴代國主（秀吉、家康、秀忠）の「國家理性」による判斷の結果であるとの説明を採つてゐる事が判る。これ

は前節で觸れた通り、イタリヤを主とするラテン文化圏で「國家理性」の概念が廣く普及し殆ど大衆化してゆくと思はれた時期に當つてゐる。ポルトガル人を主體とするイエズス會、及びフランシスコ會をはじめとするスペイン系修道會の海外布教師達が己の語彙の中にこの概念を有し、それを派遣された外國に於いて、殊に國主が強權を以て確乎たる統治を行つてゐる日本の様な國に於いて、國內政治と對外關係の雙方でその政治狀勢を觀察するに當りこの概念を適用して考へるのは至つて自然の事である。

そして宣教師達の語彙としての「國家理性」は、さすがにマイネツケが諷した如き床屋政談的な俗化の域に墜ちてはゐなかつた。例へば上記コウロス神父の論文の注目すべき結論として、彼は、幕府のキリシタン迫害は日本の國益にとつて必要上已むを得ない「國家理性」の發動としての強硬手段である、故にこれに對抗するために、スペイン國王も亦、自ら「國家理性」に基づいて事態の解決を圖るべきだ、それは即ちスペイン人修道士全員に日本からの退去を命ずる事だ、と結ぶ。謂はばコウロスはキリシタン迫害には日本側に理があると見てゐるのである。これは日本に於けるイエズス會の眞劍にして慎重な傳道事業に對し、後

進であるスペイン系の托鉢修道會士達の功名争ひとも映ずる強引な布教方法が甚だしく障害になるとのイエズス會側の不満と抗議とを代辯してゐるには違ひない。當時はスペイン國王がポルトガル國王を兼攝してゐる期間（一五八〇—一六四〇）に當つてゐた。従つてコウロス神父の訴へは自國の國王に向けての國家理性の發露の要請といふ事になる。

只、時のスペイン國王フェリーペ四世が、前節で觸れたジョヴァンニ・デラ・カーサが時のスペイン國王カルロス一世に對し、ピアチェンツァ領の返還を國家理性に訴へて促したのに對する國王の反應と同様、この四代後の國王も亦自らの國家理性に基づいて如何なる反應を返したのかは傳へられてゐない。

キリシタン史研究者の語彙の問題

この日本近世史に於けるポルトガル人イエズス會士とイエズス會總長及びスペイン國王との間で取交された「國家理性」を字眼としての國策問答は、現代キリシタン史研究者達の博搜と精緻な史料研究にも拘らず、おそらく一般史家や政治學者達の注意を惹く歴史的挿話となつてゐない。

その理由は、キリシタン史研究者諸氏の中、管見の及ぶかぎり誰一人として史料に表れる *ratio status* の概念を、ポルトガル語にせよスペイン語にせよ、それに「國家理性」といふ國語を充てる事をせず、誰もが言ひ合せた様に「國是」といふ譯語で片付けてしまつてゐるからである。⁵³ 此は或る意味で不思議なほどの手抜かりである。單純に國語の文脈の中で考へてみても、國是といふ單語には「國家理性」といふ複合語の原意が有つ緊急避難的・超法規的な必要性の緊迫感が含まれてゐない。

此は例へば明治維新前後、文久四年一月から三月にかけて京都御所の一室で計八回開催された元治國是會議（文久四年二月二十日、元治と改元）の事例を考へてみれば十分わかるであらう。孝明天皇親臨の下、公家と武家の代表二十人近くが今後國家の執るべき基本方針を議題にして延々たる長談義に耽つた。この様に參加者一同が一應満足できる様な合意形成に成功した結果成立する國是なるものに、「國家理性」の概念に潛む緊急避難的性格はあり様がない。

かうして現代の歴史家達は、キリシタンの世紀の末期に來日したイエズス會士達の眼には見えてゐた、日本國の三

代の國主が發揮した決然たる「國家理性」の役割を認識する事ができなかった。或る現象を言ひ表す言葉を知らなければその現象の認識が成立たない事の好箇の事例である。

現代の歴史家達が「國家理性」といふ概念の枠を適用して歴史を見る視覚をもたなかつた故に犯した誤認の事例は數多くある。その例として直ちに筆者が思ひ浮かべるのは、文永十一年、弘安四年の二度に互る元寇を克服した執權北條時宗以下の鎌倉幕府の國家防衛行動への評價の歪みである。蒙古襲來といふ未曾有の國難を敢然と克服し得た鎌倉武士の行動こそが、弘安二年に元使を敢然として斬殺させた時宗の一見無法の如き處置をも含めて、日本に於ける「國家理性」の覺醒とその發動を研究する恰好の資料であつた。ところが皮肉な事に神風と呼ばれる天佑神助の惠資が、歴史家達全てとは言はぬまでも後世の國民の眼を眩惑した。人々は幕府中樞部の驅使した「國家理性」への十分な分析を怠り、神風といふ天寶の恩恵を過大視して國難克服の奇蹟に對する答としてしまつた。此の事の弊は大い。昭和十九年秋から二十年の夏にかけて、神風の名を冠する事によつて奇蹟の發現を信ずる言動が日本を覆つてゐた時、日本人は或る意味で理性が麻痺してゐた。その事は即

ち國家の中樞部に於ける「國家理性」も亦機能を喪失してゐた故ではなかつたらうか。

(四) 現代史への適用の試み

滿洲事變と國際聯盟脱退

日本の近世史に於いて、南蠻人と呼ばれてゐたラテン系文化圏から來た一部の知識人の眼には見えてゐた日本の國主三代に於ける國家理性の決定的な役割が、この語を知らなかつたばかりに日本近代の歴史家達の認識する所とならなかつた。それ故に元寇の擊退への彼等の認識不足があり、連想がつい神風特攻隊の悲劇にまで及んだのは筆者の平生の感傷の爲せる蛇足である。國家理性といふ視覺枠の近現代史への適用については、此とは全く別の效能もあるはずである。この結びの節ではそれを少しく試みたい。

本稿の元來の主題を復習、確認しておくとするれば、マキアヴェリイの政治哲學の根幹にあるのは、國家の浮沈はその國家の力量とその國を取り巻く運命との間の緊迫した状態を、國家が如何にして乗り越えてゆくかに懸つてゐる、との教説である。そこから、爲政者は運命の強壓に打ち克つ

ために、國家の力量が一般的道德法則に違反してでも強惡な手段を取らざるを得ぬ事態が起つた時、その強權發動の必要性を見抜く機轉を具へてゐなくてはならない、との要請が發する。

この要請に應へ、緊急の必要を認めて國家が強い行動を取へてした現代史上の現實の例を、筆者は滿洲事變とその前夜の關東軍の行動に認められると考へる。

この場合、昭和六年九月の滿洲事變の勃發から八年五月の塘沽停戰協定成立までの一般史としての文脈で事變の經過をどう見るか、以下の考察の前提として筆者の所見と解釋を述べておく責任があるのではないかと考へるが、紙幅の制約上それはできない。取り敢へず、筆者の所見は故中村榮氏の著作『大東亞戰爭への道』（平成二年、展轉社）と殆ど同じであり、該書に代辯してもらつてゐるに等しいとだけ述べておく。但し昭和三年六月四日の張作霖爆殺事件については中村氏は「……北伐軍が北京に迫るに及んで特別列車で奉天へ引揚げる途中、關東軍一部將校によつて爆殺された」と、該書執筆當時の通説を一言紹介するだけに停めてゐる。それは中村氏の生前には、その後を生じた事件の真相についての重大な異説・新説がまだ歴史學界の

話題になつては居なかつた故である。

問題は事變の現實の發端であつた柳條湖の鐵道爆破事件をどう見るか、である。これが中村氏のペンを借りて言ふならば（關東軍作戰主任參謀石原莞爾中佐の綿密な計畫力と同高級參謀板垣征四郎大佐の實力が結合して推進された）謀略工作であり、この爆破（極く小規模な破損で、目的はむしろ爆音を響かせる事にあつたと云ふ）を支那軍の仕業とし、張學良軍閥の據點であつた奉天北大營に攻撃を仕掛け占領する。そしてこれを口實としてやがて滿洲に戰火を擴げるに至つた事は慥かに教科書的歴史の説く通りである。

だが引續いて中村氏の史筆を借りて言ふならば、（危険なガスの充滿する滿洲で、現實に柳條溝リョウリョウの滿鐵爆破事件といふマツチを擦つたのが日本側であつた）事は隠し様のない事實であるが、然し（柳條溝事件は無數の原因の累積の上に加へられた最後の小原因——英語で云ふ the last straw の如きものだつた）。滿洲事變は以後の東亞の大動亂の原因ではなく、四半世紀に亙る支那側の排日毎日政策の必然的結果であつた、との結論になる。

その排日毎日政策の實踐としての日本側の受けた被害で

あるが、昭和二年から五年にかけて日支間の外交交渉の組
上に乗つた懸案件数はみず書房の『現代史資料11』に據
れば二百四十件に上り、これに當時日本國民であつた在滿
朝鮮人への迫害殺害事件を加へると三百件を上廻り、又昭
和六年發行の滿洲青年連盟の調査資料に據ると昭和五年の
一年間に南滿洲鐵道及びその付屬地に於ける諸種の破壊的
被害件数は千四百三十六件に達する、と云ふ。

かかる狀況が當時の滿洲の地に於いて日本の國權が直面
してゐた環境に運命だつた。この運命に對峙してゐた日本
國に、此と戦ふ力量は決して無いわけではなかつた。只、
歐米を中心勢力とする國際社會といふより大きな環境の思
はくを考慮して姑く己の力を抑制してゐただけである。

その力を揮ふ必要性の發生を窺ひ、遂にその機を擲んだ
のは、中世とは違つて國家元首ではなく、關東軍作戦參謀
といふ國の出先機關の一員に過ぎない。然しこの參謀達は
この時明らかに國家理性といふ枠内に身を置き、その視覺
を以て己の環境を観察してゐた。もし彼等に、十七世紀初
期のイエズス會士がスペイン國王に向かつて國家理性の發
揮を訴へたのと同様の資格があつたとしたら、彼等は必ず
やその手段を行使したであらう。然し彼等には國家元首は

おろか軍令の最高權力たる參謀總長に對してさへそれを訴
へる權能は與へられてゐない。そこで己むを得ず彼等は國
家に代つて國家理性からの判斷を下して行動するより他な
かつた。しかもこの時、昭和四年七月から六年十二月まで、
日本の對支政策は幣原喜重郎といふ典型的な反國家理性の
外務大臣の管掌下にあつた。この事も當時の日本國の力量
にとつては運命の障壁に違ひなかつた。

滿洲事變は當時の日本帝國の力量によつて端的に成功を
收めたが、此を見て歐米列強、具體的には國際聯盟といふ
組織が不快を覺えた。それは他者の成功を嫉視し、憎むと
いふ下位の情念の發露に過ぎないのだが、その嫉妬心を、
安定せる秩序の現状維持を尊重するといふ如き美辭を以て
言ひ繕ふ事はいくらでもできる。

斯くて昭和六年の日本を取り圍む國際環境といふ運命の
壁は一段と厚さを増す。具體的にはアメリカ國務長官スチ
ムソンの滿洲新事態を承認せずとの宣言（昭和七年一月）、
リットン調査團の滿洲現地調査（昭和七年四月―六月）、
調査團報告書の公表（昭和七年十月）である。この報告書
は滿洲に於ける日本の既得權益を相應に認め、日貨排斥工
作の不當性にも理解を示してゐたが、軍隊の出勤（即ち國

家理性の發露）を正當と認めず、結論として日本を除外した形で滿洲の國際管理を提案するものであつたから日本は到底此を承認するわけにゆかなかつた。この提案も、是亦日本の國家理性を全面的に否定する形をとつてゐたからである。

昭和八年二月十五日國際聯盟は右の主旨を最終勸告案として日本に突きつけて來た。齋藤實内閣は閣議決定としてこの勸告を拒否し、國民輿論は激昂した。聯盟脱退が國民大衆の大多數の聲となつた。それは決して國家理性の聲ではなかつた。理性を以て判斷すれば、日本は己の持つ道理を枉げてでも、聯盟といふ世界の文明國の壓倒的多數を敵に廻す事の危険は回避すべきであつた。

日本の首席全權代表としてジュネーヴの國際聯盟臨時總會に臨んだ松岡洋右は明らかに日本の國家理性を一身に體現した人物だつた。⁽⁶⁾その點ではリットン報告書を鵜呑みにしてしまへばよいと元老に洩らされた昭和天皇と全く一致してゐた。聯盟の勸告案を拒否して日本が世界で孤立無援の境涯に陥る事の危険を見抜いてゐた。即ち國際環境といふ運命に對抗してこれに打ち勝つだけの力量が日本にはない事を知つてゐた。然し何分にも大正デモクラシー

の美酒に酔い痴れた國民大衆が聯盟脱退を絶叫し、政府が閣議決定の結果として脱退を訓令して來た以上、松岡一人の裁量で勸告に妥協して聯盟内に留まるといつた決定はできない。二月二十四日の聯盟總會は周知の通り四十二對一の大差を以て聯盟の勸告案を採擇し、松岡の代辯する國家理性の聲は國際輿論といふ運命の壁の前に空しく消えてゆく他なかつた。

第一次上海事變と大東亞戰爭終戦工作

聯盟總會での、タイ國の棄權を除いても四二對一といふ日本の主張の大敗は象徴的だつた。此は昭和二十年八月の彼我の實力對決の結果が出るまで、日本の力量が孤立無援といふ運命への挑戦に敗北を續ける苦難の豫兆だつた。これ以後の日本は米・英・支・蘇の連合諸國が共謀して仕掛けてくる陷奔に次々に陥るといふ形で遂に昭和十六年十二月の對米英宣戰布告に踏みきらざるを得なくなる。

この過程で、その初期に當る昭和七年一月末勃發の第一次上海事變收拾の際に陸軍の白川義則大將が見せた、際立つて見事な國家理性の發露といふ事態は記憶に遺る。これも實は昭和天皇が白川將軍に與へた内密の命令を將軍が忠

實に遵守した故に收め得た成果であつた事を、今では多くの人を知つてゐよう。

たぶんこの一件あたりを最後として、以後日本國は國家の行動に當つて國家理性を以てしての苦しい判断を強ひられる機會に遭遇してゐない。この様に言ふと、それは違ふ、開戦の決定を含めて、國として伸るか反るかの選擇に決斷を迫られた機會は幾度もあつたはずだとの反論を寄せられる方が多く居られよう。だが筆者の見を以てすれば、それらの選擇に際して日本は運命の課してくる必要性に直面して殆ど常に受身に立ち、これ以外に方途はないとの選擇を迫られて昭和二十年の夏の終局に至つたのだと考へる。近年の或る歴史修正主義の一書⁽⁷⁾の表現を借りるならば、日本はアメリカの強力な戦争への意志に嵌め込まれてあの破局に引摺り落されたのであり、戦争回避のためのどの様な手段を講じようとも結局行き着く先は同じ事になつたであらう。

それでもなほ一つ、この考證の結びとして、昭和十二年以降の八年に亙る苦しい戦争の結びの部分で日本が示した國家理性の最後の決斷について觸れておきたい。

それは改めて言ふまでもない、昭和二十年八月半ばに生

じた、ポツダム宣言の受諾といふ形での日本の大戦争終結の方策に於いて果した理性的判断である。

日本の大東亞戦争終結工作の苦心とその辛うじて時期を失せずに濟んだ成功については、是までもに實に多くの史料的研究と記録文學的敘述が公にされてゐる。本稿の筆者にも、鈴木貫太郎首相とその内閣の果した苦心慘憺の終戦工作に向けての頌歌に類する一篇がある。今更此處にその切り詰めた摘要をさへ再掲するだけの紙幅の餘裕もないのでそれは敢へてせずにおく。

只、言へる事は、ポツダム宣言に表明された米・英・支・蘇四箇國の提示する條件に同意して直ちに鉾を收めるか、繼戦派の軍人の主張に従つて本土決戦といふ最後の賭に出るか、當時の國論は分裂してゐた。最高戦争指導會議にもこの分裂はそのまま持ち込まれてゐてその場での結論は得られさうになかつた。

かういふ場面こそが、國家理性が物を言ふべき機會である。宣言受諾派にはそれがあつた。そこに昭和天皇が總理の謹んでの請に應じて憲政史上異例の御自身の政治的判断を宣べられ、ポ宣言受諾による戦争の終結が決まつたのだつた。天皇の御發言は文字通りに國家理性の鶴の一聲であ

つた。

此は既に多くの先學の考證が確認してゐる如く、憲政史上の例外である。國家意志の發現は國政の分野では内閣の責任に於いて、軍令の分野では統帥部(參謀總長・軍令部長)の責任に於いて爲される。つまり國家理性の行使も最終的には政・軍共に輔弼の臣の責任に屬する。天皇の聖斷を仰いで國策を決定するのは輔弼の臣の責任抛棄に當る。通常の事態ではあつてはならぬ事である。

現在はどうなのか

聖斷による終戰の實現といふ異例の事態が生じてより、既に七十五年の歳月が過ぎてゐる。終戰から二十年目に當る昭和四十年に、學界はマイネツケの『近代史』に於ける國家理性の理念なる書物の紹介に接したのであるけれども、その國家理性と戰爭終結の方策との關聯に思ひ及ぶ様な説は現れる事無く、その後一見平穩無事に歳月は流れた。

一九五四年(昭和二十九年)まで生きたマイネツケは、晩年に己の國家理性の教説が既に有効期限を過ぎた事を薄々と感じてゐたのではないかといふ推測を先に記した。それはヒトラー主義といふ妖怪がヨーロッパに現れ、國家

理性なる概念粹では到底説明のつかぬ底の理性の蹂躪を敢へてした事の解釋に窮した故であらう。更には國際聯盟といふ諸國の政府の一段上に位する權威を有しながら國家理性に相當する判斷力を見せる事無きままに一九四六年には解消して國際連合に役割を譲つてしまつた、その無力に幻滅を覺えたといふ事もあつたかもしれない。

それにつけて思ふのであるが、現在の國際社會には、實はヒトラー主義の最惡の増長期にも匹敵するほどの理性の破壊が進行しつつあるのを如何すべきか。それは改めて言ふまでもない、中國共產黨の習近平政權の爲しつつあるジエノサイドであり、更に南支那海の海域に於いて停まる處を知らぬ攻撃的霸權主義である。

彼等の奉じてゐる國家行動の格率は端的に政治的必要の一語に盡きる。その必要とはマキアヴェリズムの本源の姿に於ける如き力量と運命との切迫した緊張關係から生ずる已むを得ざる必要性ではない。自分の粗野で利己的な欲望にその粉飾として政治的必要の名を冠してゐるだけである。しかも彼等の行動原理としての政治的必要は國益のためでさへなく、黨派の利權であり、政權内の有力な個人の金錢欲を充す必要でしかない。

理性的思考とは凡そ縁の無いこの様な國家と國民を一衣帶水の距離に隣人として持つ我々は、この面からしても國家行動の格率としての國家理性の理念は我々の現實的應用には堪へない骨董的概念語でしかないと思ひがちである。だが此處で一步立ち停つて、四百年の昔、イエズス會士の眼に見事な國家理性の發露と映つた我が國三代の武人國王の事蹟を思ひ返してみよう。いやそれよりもむしろ、發祥期に於ける國家理性の本源の姿は、端的に國家の力量の用ゐ方についての原理であり、運命との戦ひに於いて懲りずまに奉ずべき格率であつた事を再認識すべきである。苛烈なる現代の國際社會に於ける安全保障の最大の條件は、實際關係の法的秩序が常に公正に維持されるといふ事である。その秩序を安定した形で保持すべき要因は端的に武力・軍事力以外にない。この力をそれがあるべき様に統御する健全な國家理性の機能について、我々はもう一度歴史に學び直す根氣を持つてよいのではないか。

注

1 マイネツケは該著の第一章「マキアヴェルリ」の冒頭でこの名が生まれる以前の國家理性の歴史について簡単に觸れてゐる。本

稿の第二節で再度極く切り詰めて紹介した通りである。

2 中央公論社「世界の名著」マイネツケ篇の巻頭に載せられた責任編集者林健太郎氏の解説にその様に回想されてゐる。

3 和辻哲郎は昭和二十六年執筆の論文「埋もれた日本」に於いて、その付題に謂ふ所の「吉利支丹渡來時代前夜に於ける日本の思想的狀況」を考察したが、その中で戰國時代の武將達の家訓・掟書の類を概観し、就中注目すべきものとして『多胡辰敬家訓』を擧げてゐる。それは多胡が家訓の中に最重要の字眼として「算用」なる語を用ゐてゐるのを手懸りに、この戰國の田舎武將に合理的思维の十分な成熟を見たからである。多胡についてはやがて『日本倫理想史』(昭和三十七年)の中でも十分な考察を費やしてゐる。

4 小堀桂一郎編『東西の思想闘争』(平成六年、中央公論社刊)に收めた本人の「普遍主義の挑戦と日本の應答——近世に於ける對決・サヴィエルからシドチまで」を指す。

5 この項目について筆者はJ・L・アルヴァレス・タラドリス原著・佐久間正譯「十六・七世紀の日本における國是とキリシタン迫害」(昭和四十五年「キリシタン研究」第十三輯所載)なる論文に非常に多くを負うてゐるが、その論題への疑義が考察の出発點となつた。同様の恩恵を受けたのが、井手勝美『キリシタン思想史研究序説』(平成七年・ベリカン社刊)レオン・パジェス『日本切支丹宗門史』(吉田小五郎譯、昭和十三年、岩波文庫、全三卷)高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』(昭和五十二年、岩波書店)の諸書である。

6 松岡洋右(明治十三年—昭和二十一年)は現代史家の間で毀譽

褒貶相半ばして来た人物である。殊に平成十八年七月に公表された所謂「富田メモ」の中に、昭和天皇が松岡を嫌ってをられたらしいお言葉の傳聞が記してあつて、六十年後に更に死者に鞭打つ如き酷評が加へられたのは異様な事だつた。だが富田メモの如き不純な動機で作られた回想記の言辭などを取り上げる事自體が史家の良心にとつて恥づべき業である。松岡の外交官として又政治家としての評價について、本稿の筆者は結論として福井雄三著『よみがえる松岡洋右』（平成二十八年、PHP研究所刊）の敘述に同意見である。本書には幣原善重郎とは對蹠的な、國家理性の體現者としての松岡の外交活動の神髓が、勿論その無念の失敗をも含めて活寫されてゐる。

7 直接筆者の念頭に浮かんだのはマックス・フォン・シュラー著『太平洋戦争・アメリカに嵌められた日本』（平成27年、WAC）の表題と主旨であるが、ヘンリー・ストークス著『戦争犯罪國はアメリカだった』（平成二十八年、ハート出版）他、ケント・ギルバート著『東京裁判という茶番』（平成二十八年、KKベストセラーズ）等の所謂歴史修正主義の觀點から書かれた現代史論は皆、米國の強烈な戦争意志の前では日本側の如何なる戦争回避工作も所詮無駄であつたとの見方で一致してゐる。